

ワーキンググループの設置について（案）

1 ワーキンググループ（分科会）の設置

(1) 設置目的

京都市民長寿すこやかプラン推進協議会においては、ひとり暮らし高齢者への生活支援をはじめとする高齢者保健福祉一般施策のあり方、生きがいづくりや介護予防の推進、介護サービス量及び事業費の推計、介護保険事業の円滑な実施、介護・福祉に従事する人材の確保・定着及び支援、介護サービスの質的向上を目指した取組、高齢者を支えるネットワークの構築、介護基盤整備計画の策定及び評価、地域密着型サービスの運営に関する事項等、幅広い検討が必要となる。

このため、京都市民長寿すこやかプラン推進協議会設置要綱第5条第3項の規定に基づき、議題を協議会に諮る前の論点整理や協議会開催後の細部検討等を目的とするワーキンググループ（分科会）を設置し、多様な検討課題に対応していきたい。

【参考】京都市民長寿すこやかプラン推進協議会設置要綱第5条第3項

「会長は、必要があると認めるときは、委員を構成員とする分科会を設置することができる。」

(2) 設置するワーキンググループ

ワーキンググループ運営要領は別紙1、主な協議事項は別紙2を参照。

① 高齢者保健福祉計画ワーキンググループ [委員数：11名]

高齢者保健福祉に関する内容を対象とし、高齢者保健福祉計画の進捗管理・策定等について議論する。

② 介護保険事業計画ワーキンググループ [委員数：11名]

介護保険事業に関する内容を対象とし、要介護高齢者等実態調査の実施結果をもとにした介護サービス量及び事業費の推計、整備計画の策定及び評価（※1）、地域密着型サービスの運営に関する事項（※2）、介護保険事業計画の進捗管理・策定等について議論する。

③ 地域包括ケア推進ワーキンググループ [委員数：11名]

地域包括ケアの推進に関する内容を対象とし、医療と介護の連携の推進、高齢者が安心して暮らせる住まいづくり等について議論する。

※1 整備計画の策定及び評価

「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」に基づく、市町村整備交付金の申請に必要な計画の策定及び事業完了時の評価機関として「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」を位置づける。「介護保険事業計画ワーキンググループ」は議題を協議会に諮る前の論点整理や協議会開催後の細部検討等を行う。

※2 地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービスの指定、指導・監督について、公平・公正な運営を確保する必要があることから、「地域密着型サービス運営委員会」を設置する必要があり、この委員会として「介護保険事業計画ワーキンググループ」を位置づける。

京都市民長寿すこやかプラン 推進協議会
第1回(H24.9.13) 資料2(別紙1)

(案)

京都市民長寿すこやかプラン推進協議会ワーキンググループ運営要領

1 ワーキンググループの設置

京都市民長寿すこやかプラン推進協議会設置要綱第5条第3項の規定に基づき、京都市民長寿すこやかプラン推進協議会（以下「協議会」という。）に諮る前の議題の論点整理や協議会開催後の細部の検討等を目的とした次の各号に定めるワーキンググループ（分科会）を設置する。

- (1) 京都市高齢者保健福祉計画の策定に関する事項を協議する高齢者保健福祉計画ワーキンググループ
- (2) 京都市介護保険事業計画の策定に関する事項並びに整備計画の策定及び評価、地域密着型サービスの運営に関する事項を協議する介護保険事業計画ワーキンググループ
- (3) 地域包括ケアの推進に関する事項（ただし、前2項に含まれるものと除く）を協議する地域包括ケア推進ワーキンググループ

2 招集

- (1) ワーキンググループは、京都市民長寿すこやかプラン推進協議会長（以下「会長」という。）が招集する。
- (2) ワーキンググループの構成員は、会長が指名する。
- (3) ワーキンググループは、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 庶務

- (1) 高齢者保健福祉計画ワーキンググループ及び地域包括ケア推進ワーキンググループの庶務は、京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課において行う。
- (2) 介護保険事業計画ワーキンググループの庶務は、京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課において行う。

4 補則

この要領に定めるもののほか、ワーキンググループに必要な事項は会長が定める。

附則

この要領は、平成15年8月25日から施行する。

附則

この要領は、決定の日から施行する。（平成17年4月25日付け決定。）

附則

この要領は、決定の日から施行する。（平成18年8月29日付け決定。）

附則

この要領は、決定の日から施行する。（平成21年9月30日付け決定。）

附則

この要領は、決定の日から施行する。（平成23年4月1日付け決定。）

附則

この要領は、決定の日から施行する。（平成24年 月 日付け決定。）

各ワーキンググループにおける主な協議事項等

京都市民長寿すこやかプラン推進協議会(本会)

検討課題の抽出
議論の方向性確認

検討結果報告

事務局(京都市)

高齢者保健福祉計画ワーキンググループ

高齢者の生きがいづくりや認知症高齢者支援の推進、地域包括支援センターの適切な運営など、高齢者保健福祉計画の進捗管理・策定等について議論する。

【主な協議事項】

- 1 ひとり暮らし高齢者への生活支援などの高齢者保健福祉一般施策
- 2 生きがいづくりと介護予防の推進
- 3 地域包括支援センターの適切な運営
- 4 認知症高齢者支援の推進
- 5 高齢者の権利擁護の推進（成年後見等）
- 6 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり

介護保険事業計画ワーキンググループ

介護サービス量及び事業費の推計や介護保険事業の円滑な実施など、介護保険事業計画の進捗管理・策定等について議論する。

【主な協議事項】

- 1 介護サービス量及び事業費の推計
- 2 介護保険事業の円滑な実施
- 3 介護サービスの充実（基盤整備等）
- 4 介護サービスの質的向上（事故・苦情等）
- 5 地域密着型サービス事業者の選定
- 6 介護・福祉に従事する人材の確保・定着及び支援

地域包括ケア推進ワーキンググループ

医療と介護の様々な連携の推進や、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりなど、これまでの福祉、介護の枠組みを越えた地域包括ケアの推進に資する幅広い内容について議論する。

【主な協議事項】

- 1 医療と介護の連携の推進
- 2 高齢者を支えるネットワークの構築
- 3 高齢者が安心して暮らせる住まいづくり
- 4 地域におけるリハビリテーション体制の充実
- 5 地域における高齢者の実態の把握

※ 今後の議論の方向性等によっては、協議事項を再構築する場合がある。

京都市民長寿すこやかプラン推進協議会委員名簿（案）

(五十音順・敬称略)

氏名	所属団体・役職など	ワーキンググループ		
		高齢者保健 福祉計画	介護保険 事業計画	地域包括 ケア推進
麻田 博之	(一社)京都府理学療法士会理事			○
荒牧 敦子	(公社)認知症の人と家族の会京都府支部代表	○		
伊豆田 富美子	京都市地域女性連合会常任委員		○	
岩下 安男	市民公募委員		○	
内山 昭	成美大学副学長		○	
大八木 文枝	市民公募委員		○	
岡部 友子	(一社)京都府介護老人保健施設協会理事		○	
兼田 伸博	市民公募委員	○		
北川 靖	(社)京都府医師会副会長			○
木村 明祐	(社)京都府歯科医師会常務理事			○
源野 勝敏	京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会会長	○		
小林 正	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長		○	
里村 一成	京都大学大学院医学研究科准教授	○		
塩見 英三	(一社)京都市老人クラブ連合会副会長	○		
清水 紗	京都療養病床協会会长		○	
関 弘美	(社)京都府柔道整復師会相談役	○		
近田 厚子	(社)京都府薬剤師会副会長			○
辻倉 悟	(福)京都市社会福祉協議会事務局次長	○		
中野 圭子	市民公募委員	○		
西川 淑子	龍谷大学社会学部准教授			○
羽賀 進	(一社)京都市老人福祉施設協議会会長		○	
浜岡 政好	佛教大学社会学部教授		○	
濱田 孝一	市民公募委員			○
林 譲	京都市民生児童委員連盟副会長	○		
檜谷 美恵子	京都府立大学生命環境科学研究科教授			○
藤井 秀子	市民公募委員			○
松本 尚子	(公社)京都府看護協会専務理事			○
森川 智代	京都弁護士会弁護士	○		
山岸 孝啓	(社)京都府介護支援専門員会副会長			○
山下 徹朗	京都商工会議所常務理事		○	
山田 尋志	京都地域密着型サービス事業所協議会会长			○
吉田 容子	京都府訪問看護ステーション協議会会长		○	
渡邊 能行	京都府立医科大学教授	○		